

藤沢市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月11日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

### 藤沢市規則第63号

藤沢市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市消防吏員服制等に関する規則（昭和36年藤沢市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「吏員」の次に「及び吏員以外の職員」を加え、「正装又は略装」を「別表第3のとおり」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、吏員以外の職員のうち女性職員にあっては、藤沢市職員被服等貸与規則（昭和43年藤沢市規則第23号）に規定する貸与品とする。

第4条第2項から第6項までを削る。

第6条中「、着用区分」を削り、「別表第3」を「別表第4」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「（夏及び冬の着用区分のあるものを除く。）」を削り、同条第2項中「夏及び冬の着用区分のある貸与品」を「別表第3に規定する夏期期間及び夏期期間以外の期間（以下この条において「夏期期間及び夏期期間以外の期間」という。）」に、「前条各号に規定する夏用貸与品及び冬用貸与品の着用期間」を「それらの期間の合計」に改め、同条第4項中「夏及び冬の着用期間」を「夏期期間及び夏期期間以外の期間」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条から第14条を1条ずつ繰り上げる。

第13条の次に次の1条を加える。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が別に定める。

別表第1 防火帽の項中

オレンジ色、銀色又は金色仕上げの強化プラスチック製又は堅ろうな材質	KB型とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 黒色合成皮革製の台地に銀色金属製消防章を配したき章を前面の中央に付ける。 帽の腰回りに1条ないし3条の白色又は赤色の反射テープを巻く。 タレは、オレンジ色の耐熱性防水布又はメタルミック色の耐熱性防水布とする。	を
-----------------------------------	--	---

強化プラスチック製又は堅ろうな材質	内部に頭部の振動を防ぐ装置を付け、帽体前面に消防章を配したき章を付ける。 帽の腰回りに反射テープを巻く。 しころは、耐熱性防水布とする	に、同表夏制
-------------------	---	--------

服の項上衣の項中「ワイシャツ型」を「半袖又は長袖ワイシャツ型」に改め、「ボタン留め」の次に「(半袖ワイシャツ型を着用する場合を除く。)」を加え、同表夏執務服の項を削り、同表夏救急隊出動服の項上衣の項及び階級章の項を次のように改める。

上衣	濃紺色の織物	ポロシャツとする。 左胸部及び背部には、「藤沢市消防局」及び「FUJISAWA CITY FIRE BUREAU」と表示する。
----	--------	--

別表第1防火衣の項上衣の項中「オレンジ色、銀色又は金色加工の」を削り、同表防火衣の項ズボンの項中「オレンジ色又は濃紺色の」を削り、同表セーターの項及びTシャツの項を次のように改める。

ポロシャツ	濃紺色の織物	半袖とする。 左胸部及び背部には、「藤沢市消防局」及び「FUJISAWA CITY FIRE BUREAU」と表示する。
-------	--------	---

別図1中「及び夏執務服」を削る。

別表第2セーターの項を次のように改める。

ポロシャツ	濃紺色の織物	左胸部及び背部には、「藤沢市消防局」及び「FUJISAWA CITY FIRE BUREAU」と表示する。
-------	--------	---

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

対象者	服装		着用期間
吏員	正装する場合	(男性) 夏制帽、夏制服及び短靴 (女性) 女性夏制帽、夏制服及び短靴	夏期期間
		(男性) 冬制帽、冬制服、ワイシャツ、ネクタイ及び短靴 (女性) 女性冬制帽、冬制服、ワイシャツ、ネクタイ及び短靴	夏期期間以外の期間
	略装する場合	略帽、夏出動服（訓練及び出動の職務に従事するとき並びに消防局長が必要と認めるとき以外は上衣をポロシャツとする。）並びに短靴、安全靴、編上靴又は防火靴	夏期期間
		略帽及び冬出動服並びに短靴、安全靴、編上靴又は防火靴	夏期期間以外の期間
		(救急隊) 略帽、夏救急隊出動服及び安全靴	夏期期間
		(救急隊) 略帽、冬救急隊出動服及び安全靴	夏期期間以外の期間
		(救助隊) 略帽、夏救助隊出動服（訓練及び出動の職務に従事するとき並びに消防局長が必要と認めるとき以外は上衣をポロシャツとする。）及び編上靴	夏期期間
		(救助隊) 略帽、冬救助隊出動服及び編上靴	夏期期間以外の期間
		(音楽隊) (藤沢市消防音楽隊規程(昭和58年藤沢市消防局訓令甲第3号)第12条の規定により出演する場合に限る。) 夏演奏帽、夏演奏服及び屋外用靴又は屋内用靴	夏期期間
		(音楽隊) (藤沢市消防音楽隊規程第12条の規定により出演する場合に限る。) 制帽及び制服又は冬演奏帽及び冬演奏服並びに屋外用靴又は屋内用靴	夏期期間以外の期間
	吏員以外の職員	正装する場合	夏制帽、夏制服及び短靴
		冬制帽、冬制服、ワイシャツ、ネクタイ及び短靴	夏期期間以外の期間

略装する場合	略帽、夏出動服（消防局長が必要と認めるとき以外は上衣をポロシャツとする。）及び短靴、安全靴、編上靴又は防火靴	夏期期間
	略帽、冬出動服及び短靴、安全靴、編上靴又は防火靴	夏期期間以外の期間

備考

- この表において夏期期間とは、6月1日から9月30日までをいう。ただし、消防局長は、気候その他の状況により、この期間を伸縮することができる。
- この表において音楽隊とは、藤沢市消防音楽隊規程第4条第1項の規定により隊員に任命された吏員をいう。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第6条関係）

貸与品	数量	貸与期間 (年)	備考
冬制帽	1	7	
女性冬制帽	1	7	
夏制帽	1	7	
女性夏制帽	1	7	
略帽	1	2	日勤者及び警防課情報指令センターの職員（指令一担当及び指令二担当の職員に限る。以下この表において同じ。）は、3年とする。
保安帽	1	4	日勤者、警防課情報指令センターの職員及び救急隊員は、必要に応じて更新する。
防火帽	1	別に定める。	日勤者、警防課情報指令センターの職員及び救急隊員は、必要に応じて更新する。
冬制服（消防長章及び襟章を除く。）	1	7	
夏制服（消防長章を除く。）	1	7	
冬出動服	1	2	日勤者及び警防課情報指令センターの職員は、3年とする。任命後初めて貸与する場合は、2着とする。
夏出動服	1	2	日勤者及び警防課情報指令センターの職員は、3年とする。任命後初めて貸与する場合は、2着とする。
冬救急隊出動服	1	2	任命後初めて貸与する場合は、2着

			とする。1着につき替え襟2枚を付ける。	
夏救急隊出動服	1	2	任命後初めて貸与する場合は、2着とする。1着につき替え襟2枚を付ける。	
冬救助隊出動服	1	2	任命後初めて貸与する場合は、2着とする。	
夏救助隊出動服	1	2	任命後初めて貸与する場合は、2着とする。	
防寒衣	1	5	日勤者及び警防課情報指令センターの職員は、必要に応じて更新する。	
雨衣	1	別に定める。		
防火衣	1	別に定める。	日勤者、警防課情報指令センターの職員及び救急隊員は、必要に応じて更新する。	
ワイシャツ	1	別に定める。		
ポロシャツ	1	2	任命後初めて貸与する場合は、2着とする。	
ネクタイ	1	5		
バンド	1	3	任命後初めて貸与する場合は、2本とする。	
救急隊用バンド	1	3	任命後初めて貸与する場合は、2本とする。	
救助隊用バンド	1	3	任命後初めて貸与する場合は、2本とする。	
靴	短靴	1	別に定める。	
	安全靴及び編上靴	1	2	
	防火靴	1	別に定める。日勤者、警防課員、救急隊員及び救助隊員は、必要に応じて更新する。	
革手袋	1	別に定める。		
白手袋	1	別に定める。		
消防長章	1	在職中		
襟章	1	在職中		
消防手帳	1	在職中	必要に応じて更新する。	
音楽隊服装	制帽	1	7	
	冬演奏帽	1	7	
	夏演奏帽	1	5	
	制服	1	7	
	冬演奏服	1	7	
	夏演奏服	1	5	
	バンド	1	7	
	靴	屋外用靴	1	4
		屋内用靴	1	4

別記様式中「（第 1 1 条関係）」を「（第 1 0 条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 5 日から施行する。